省　令

○財務省令第五十五号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、関税法施行規則及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十九日

財務大臣　安住　淳

関税法施行規則及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四の表中上欄「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第九条の三（見出しを含む。）及び第九条の四（見出しを含む。）中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号、第二条（見出しを含む。）、第三条（見出しを含む。）及び第四条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○農林水産省令第四十九号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第七条の二の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一号中「米穀（」の下に「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）による改正前の」を、「平成十一年法律第百五十六号）」の下に「。以下「旧特措法」という。」を加え、同条第二号中「原子力災害対策特別措置法」を「旧特措法」に改め、同条第三号及び第四号中「第二十条第三項の規定に基づき」を「第二十条第二項の規定に基づく」に、「が行った指示」を「の指示（旧特措法第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長が行った指示を含む。）」に改め、「要請した」の下に「場合における当該要請に係る」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年九月十九日から施行する。

○環境省令第二十七号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十九日

環境大臣　細野　豪志

環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

環境省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

第一条中「内において」を「において」に改め、「特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）」の下に「の運搬に係るパイプライン使用の特例事業を実施することについて、特別管理産業廃棄物」を加え、「法第四条第八項」を「法第四条第九項」に改める。

第二条中「内において」を「において、ノヤギ（カプラ・ヒルクス）（以下「ノヤギ」という。）を狩猟鳥獣（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第三項の規定に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣をいう。以下同じ。）とする特例事業を実施することについて」に、「ノヤギ（カプラ・ヒルクス）（以下「ノヤギ」という。）を捕獲」を「ノヤギを捕獲」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第三項の規定に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣と」を「狩猟鳥獣と」に改める。

第三条及び別表を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第六号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年九月十九日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局環境検査課の事務分掌事項欄中「環境省」の下に「（他の課の所掌に属する分を除く。）」を加え、同表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「資源エネルギー庁」の下に「、原子力規制委員会」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○原子力規制委員会規則第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十一条第五項並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制庁組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法及び原子力規制庁組織令を実施するため、原子力規制庁組織規則を次のように定める。

平成二十四年九月十九日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制庁組織規則

目次

第一章　特別な職の設置等（第一条）
第二章　課の設置等（第二条―第九条）
第三章　課の内部組織等（第十条―第十四条）
第四章　雑則（第十五条）
附則

第一章　特別な職の設置等

第一条　原子力規制庁に、緊急事態対策監一人、審議官三人及び原子力地域安全総括官一人を置く。

2　緊急事態対策監は、原子力事故（原子力規制委員会設置法第四条第一項第八号に規定する原子力事故をいう。以下同じ。）による緊急の事態の発生の防止及び緊急の事態への対処に関する事務を総括整理する。

3　審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

4　原子力地域安全総括官は、命を受けて、原子力事故により放出された放射性物質又は放射線による有害な影響からの原子力事業所の周辺地域の住民の保護のための方策、核燃料物質その他の放射性物質の防護その他の重要事項についての企画及び立案に参画する。

第二章　課の設置等

（原子力規制庁に置く課等）

第二条　原子力規制庁に、次の六課及び安全規制管理官五人を置く。

総務課
政策評価・広聴広報課
国際課
技術基盤課
原子力防災課
監視情報課

（総務課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　原子力規制庁の職員（以下「職員」という。）の給与、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。

四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。